

第3 道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路の取扱いは、「道路の上空に設ける通路に係る法第7条の同意の運用について（通知）」（平成30年7月11日付け消防予第423号）に基づき、次により運用する。

1 運用上の留意事項

- (1) 許可等に関する事務の連絡及び調整を行うため関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長からなる連絡協議会を設けること。
※ 第3節第4 アーケード1.(5)に同じ。
- (2) 本基準については、道路の上空に設ける通路に係る法第7条の同意に関する一般的な考え方を示すものであるので、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。
- (3) 道路の上空に設ける通路の消防用設備等の設置単位については、第2章第1節第4.2の基準によること。
- (4) 必要があると認める場合は、通路とこれを設けた建築物とを一の防火対象物として消防法第8条の規定を適用すること。

2 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生及び美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建基法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方

第3 道路の上空に設ける通路

を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。

(8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。

(9) 上記のほか、建基法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

3 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

(1) 通路は、同一建築物について一個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二個以上とすることができる。

(2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。

ア 通路が交差し、接続し、又は屈曲する場所

イ 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離 10m 以内の場所

4 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りではない。

ア 通路を設ける建築物から 5 m 以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりとは耐火構造とすること。

イ 通路と通路を設ける建築物との間には建基令第 112 条第 19 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。

ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講じること。

エ 通路には、建基令第 126 条の 3 に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建基令第 112 条第 19 項第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。

(2) 通路の路面からの高さは、電線、電車等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととすること。

(3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適当な構造とすること。

(5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

(6) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。

(7) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。